

神戸海星訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団神戸海星病院が設置する神戸海星訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が医療保険の指定訪問看護もしくは介護保険の指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を主治医が必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すものとする。

(1) 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、あんしんすこやかセンターもしくは居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 神戸海星訪問看護ステーション

(2) 所在地 兵庫県神戸市灘区篠原北町3丁目9-23 六甲司ハイツ104号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。ただし、関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減できるものとする。

(1) 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師 常勤換算2.5名以上（うち、1名は常勤）を配置。

(3) リハビリテーション職員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は必要に応じて配置する。

看護師と連携し、訪問看護の範疇でのリハビリテーションを提供する。

(4) 看護師等は、訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護を担当する。

(5) その他職員：事務職員を必要に応じて配置する。事業所運営に必要な事務を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時から午後5時とする。

(4) 連絡体制：携帯電話にて連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 身体・精神状態・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事、排泄及び日常生活動作の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(6) 人生の最終段階における看護

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の相談・助言

(9) 服薬管理・カテーテル等医療機器の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(11) 居住環境改善の相談・助言

(利用料等)

第7条 ステーションは基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、その趣旨、費用明細及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 介護保険法

訪問看護を提供した場合その費用の保険で決められた負担割合で計算し利用料として徴収する。

(2) 医療保険

1) 訪問看護を提供した場合、医療保険各制度に基づき本院負担料金を徴収する。

2) その他利用料として、次の額を徴収する。

① 交通費 訪問1回につき400円

② 営業日以外の訪問看護 訪問1回につき2,000円

(3) 日常生活上必要なもの 実費

(4) 死後の処置料 20,000円

(5) ステーションは、利用者より基本利用料その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の訪問看護の実施地域)

第8条 ステーションの通常の実施地域は、神戸市灘区、神戸市東灘区（住吉川まで）、神戸市中央区（生田川まで）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。看護師等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する措置)

第10条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

(その他運営についての留意事項)

第11条

- (1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する

平成22年2月27日一部改定する

平成22年10月1日一部改定する

平成25年9月19日一部改定する

平成28年4月1日一部改定する

平成30年7月1日一部改定する

平成31年4月1日一部改定する

令和3年10月1日一部改定する

令和6年6月1日一部改定する